様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処　分　名	委託条件によらず委託物品を販売することの承認		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例施行規則	（条項）第４３条第１項	
基準法令名		（条項）	
所管部署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	7　　日	法定処理期間	日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

大津市公設地方卸売市場条例施行規則第４３条第１項ただし書に規定する「受託物品の腐敗、破損その他の事由によって委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるとき」として委託者等の指示を待っていては、受託物品の腐敗等により委託者に著しい損害を及ぼすおそれがある場合に該当することを基準とする。

参　考

〔根拠法令〕
（委託条件により販売することができない場合の措置）
第43条　卸売業者は、委託条件のある受託物品を相当の期間内に販売することができないときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、受託物品の腐敗、破損その他の事由によって委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、市長の承認を得て当該委託条件にかかわらず、当該受託物品を販売することができる。
2　前項ただし書の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。
(1)　受託物品の品目、数量及び産地
(2)　委託者の氏名又は名称
(3)　委託条件の内容
(4)　委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認める理由

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。